

社会福祉法人同仁会定款施行細則新旧対照表(案)

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会定款施行細則</p> <p>第24条            (1) 職員の任免（<u>第25条第2項</u>に規定する職員を除く）に関すること</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会定款施行細則</p> <p>第24条            (1) 職員の任免（<u>第26条</u>に規定する職員を除く）に関すること</p> <p style="text-align: center;">（議決事項）</p> <p><u>第31条 理事会の決定を得て行う法人の業務事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>施設長の任免及びその他重要な人事</u></p> <p>(2) <u>基本財産の処分（取り崩し、売却、交換、貸与等使用権の設定及びその他の財産等の切り替え）及び担保提供</u></p> <p>(3) <u>事業方針及び予算</u></p> <p>(4) <u>事業報告及び決算</u></p> <p>(5) <u>予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</u></p> <p>(6) <u>法人の解散及び解散後の残余財産の帰属者の選定</u></p> <p>(7) <u>合併</u></p> <p>(8) <u>定款の変更</u></p> <p>(9) <u>その他の財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）の処分</u></p> <p>(10) <u>新たな事業の経営又は受託</u></p> <p>(11) <u>社会福祉事業に関する許認可等申請</u></p> <p>(12) <u>施設整備に係る資金、2,000万円を超える長期運営資金及び4,000万円を超える短期運営資金の借入</u></p> <p>(13) <u>法人の運営に関する規則の制定、廃止及び変更</u></p> <p>(14) <u>1件の取引額が、1,000万円以上の施設用財産（土地、建物及び重要な設備）に関する契約その他主要な契約</u></p>

第31条～第35条

(15) 寄付金の募集に関する事項

(16) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項  
についての理事長職務代理者の選任

(17) その他法人の業務に関する重要事項

第32条～第36条

付 則

この細則は、この細則は、平成30年10月3日から施行する。